



岐阜市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 9 月 29 日

岐 阜 市 長

柴 橋 正 通

岐阜市条例第 36 号

岐阜市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岐阜市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年岐阜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第48条 <u>指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	第48条 <u>削除</u>

(準用)

第64条 第6条、第9条及び第4節（第13条、第25条第1項及び第4項、第26条、第27条第1項、第33条、第35条、第48条並びに第53条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(準用)

第85条 第14条から第24条まで、第26条から第32条まで、第34条、第36条から第52条まで、第53条第1項及び第54条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項」とあるのは「いう。第85条において準用する第39条第6号」と、第24条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第84条第1項から第3項まで」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第28条第1項、第29条及び第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第86条 第9条、第10条、第14条から第24条まで、第26条から第32条まで、第34条、第36条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第59条まで、第79条及び第84条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

(準用)

第64条 第6条、第9条及び第4節（第13条、第25条第1項及び第4項、第26条、第27条第1項、第33条、第35条並びに第53条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(準用)

第85条 第14条から第24条まで、第26条から第32条まで、第34条、第36条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項及び第54条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項」とあるのは「いう。第85条において準用する第39条第6号」と、第24条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第84条第1項から第3項まで」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第28条第1項、第29条及び第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第86条 第9条、第10条、第14条から第24条まで、第26条から第32条まで、第34条、第36条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第59条まで、第79条及び第84条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

(準用)

第98条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条（第6項及び第7項を除く。）、第28条の2、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第40条の2、第42条の2、第42条の3第1項、第43条から第52条まで、第53条第1項及び第54条から第56条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第97条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第96条第1項から第3項まで」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第96条第2項」と、第28条第1項、第29条及び第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第29条第4項中「第28条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第28条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第50条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

(準用)

第103条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条（第4項を除く。）、第28条の3から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第40条の2、第42条の2、第42条の3第1項、第43条、第45条

(準用)

第98条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条（第6項及び第7項を除く。）、第28条の2、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第40条の2、第42条の2、第42条の3第1項、第43条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項及び第54条から第56条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第97条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第96条第1項から第3項まで」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第96条第2項」と、第28条第1項、第29条及び第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第29条第4項中「第28条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第28条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第50条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

(準用)

第103条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条（第4項を除く。）、第28条の3、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第40条の2、第42条の2、第42条の3第1項、第43条、

から第52条まで、第53条第1項、第54条から第56条まで及び第95条から第97条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第103条において準用する第97条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第103条において準用する第96条第1項から第3項まで」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第103条において準用する第96条第2項」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第28条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第29条第4項中「第28条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第45条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは

第45条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第56条まで及び第95条から第97条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第103条において準用する第97条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第103条において準用する第96条第1項から第3項まで」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第103条において準用する第96条第2項」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第28条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第29条第4項中「第28条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第45条第1項中「従業者の勤務の体

「従業者の勤務の体制」と、第50条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第50条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。